

2024年7月11日 第497号

憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター
〒113-8462 文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)
<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp

「解釈改憲した閣議決定」から10年 違憲訴訟全国ネットワークが院内集会 とりもどそう 立憲主義と平和憲法！

2014年7月1日、安倍内閣はこれまで認められなかった他国のための集団的自衛権の行使が容認されるとする閣議決定を行い、国会を無視し憲法改正手続きも経ないまま解釈改憲を強行しました。あれから10年。7月10日、安民法制違憲訴訟全国ネットワークと総がかり行動実行委員会は参議院議員会館講堂で、「市民集会 とりもどそう立憲主義と平和憲法」を行いました。立憲民主党の福山哲郎参議院議員、日本共産党の山添拓参議院議員、社会民主党の福島瑞穂参議院議員、立憲民主党の小西洋之参議院議員があいさつしました。

基調報告を伊藤真弁護士が行いました。

「党派性に縛られることなく、空前の規模で多様な国民・市民が立ち上がり支えてきた。裁判を通じて、裁判官にその役割を訴え続けることができた。法令違憲判決はないが、明確な合憲判決も出させていない」と訴訟の到達点と課題を指摘。「必要なこととなすべきこと」として、「敗訴判決はけっして運動の負けではない。諦めたらそこで終わり。どこまでも諦めずに声を上げ続けることが重要」と指摘。「過去の日本の戦争、ウクライナ、ガザの戦争から教訓を得て、平和憲法の理念をいかすことこそが、この国にとって最も現実的な未来であることを訴え続けていかねばならない」と強調しました。



総がかり行動実行委員会から憲法共同センターの小田川義和共同代表が発言(写真)。「2014年7月の閣議決定以降、翌年にはそれをもとにした戦争法、安民法制が強行され、2022年12月には、その戦争法を実行する他国攻撃可能な武器の保有や他国から攻撃されても自衛隊だけは生き残る目的の基地強靱化などの大軍拡が閣議決定された。今年4月の日米首脳会談の合意を、国会で問いたず動きは、決して大きなものではなかった。集団的自衛権を実際に行使させない、他国を決して攻めさせない、戦争準備をやめさせる、憲法に手をつけさせない、それが今の局面での私たちの運動課題だ」と指摘。「これまでのような運動をさらにくり返し、粘り強く市民に危険性や問題点を訴え、戦争させない、9条守れの声を大きくしていくこと、戦争の準備に暴走し続ける政府の存在を認めないとの世論を高めることが重要だ。総がかり行動実行委員会は、今、the END 自民党政治の運動化に踏み出している。憲法を壊し、戦争する国に暴走する裏金づくりの政府は退場を、の大きな市民運動を作り出すために力を寄せあおう」と呼びかけました。